



民法理由書

一

第
一
〇
號

字樣——

第一十卷類

第一〇號

民法理由書

物權部編一

(自第一條至第四十七條)

司法省

記録課

司法省

第七三號

寄贈圖書文庫

第一一號
第三架
第七

司法省記録文庫

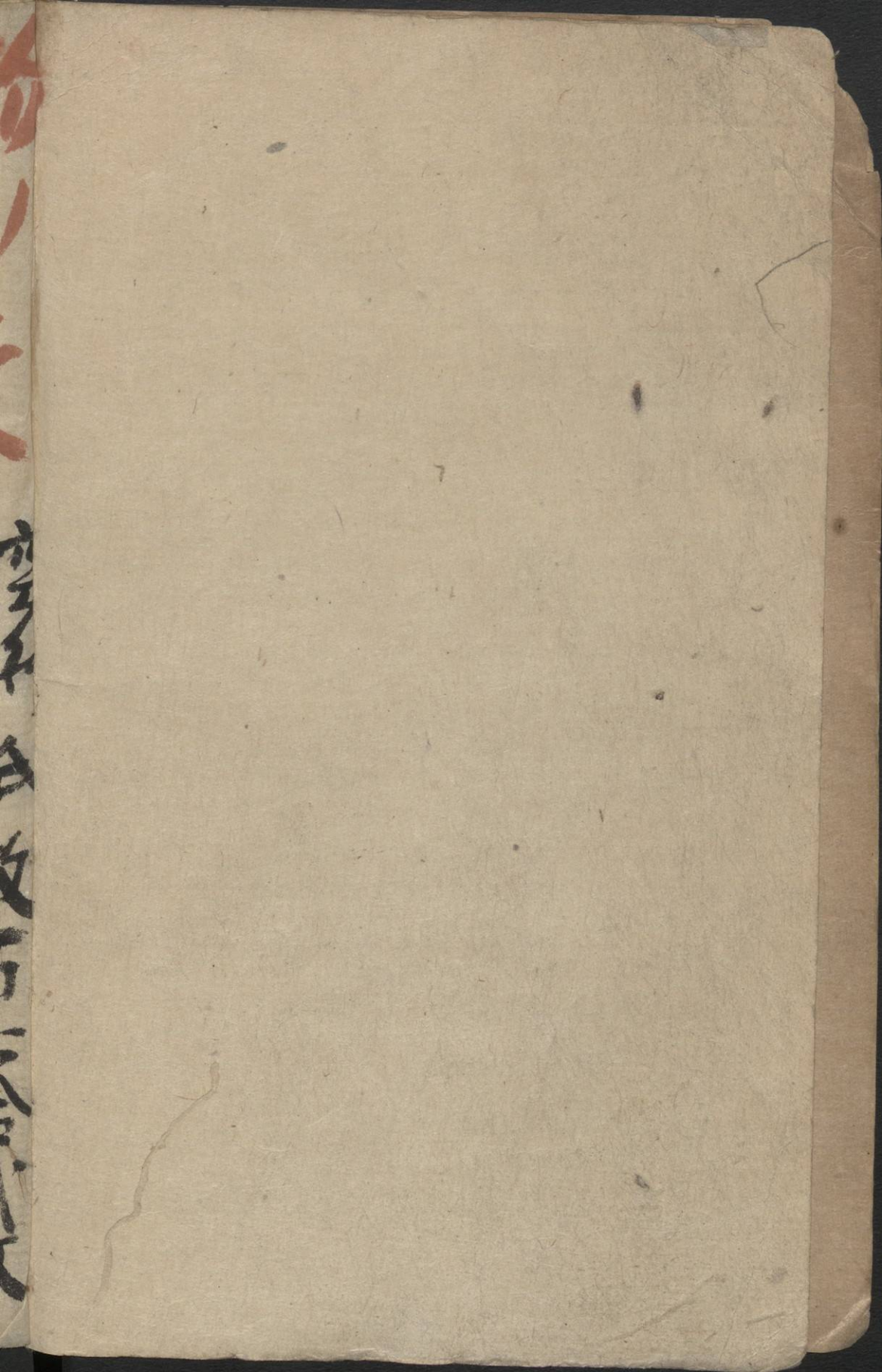
第四百九十五號
三冊ノ内



右頁冊ノ内
第一十卷類

LB300
B1-14

[ホフソナート] 城 教習所
40. 2. 40.



物

卷之六
差引 紙數百六拾貳枚

明治廿五年二月廿日

城數馬譯

民法理由書翻譯財產編物權之部

自第壹卷
自第七十三卷

屯

才四九五

三册

財政編制指部

民法理用書

寫本牙

卷之一

十一

冊

162

XB300
B 1
14 a

民法理由書

財産編

総則 財産及物ノ區別

權利ヲ有スル者^{モノ}之ヲ權利ノ衝方ノ主体ト認ヒ

權利ノ行使ヲ受クル者之ヲ權利ノ受方ノ主体

ト認フ權利ノ主体ハ其衝方ナルト受方ナルト

ヲ別ハズ凡人ニシテ人ニ關スル事項ハ人事

編ノ規定スル所ナリ

本編ハ財産及物ノコトヲ規定ス財産ハ權利ニ

シテ物ハ權利ノ目的ナリ權利ノ目的トハ其上

權利ノ存スル所又ハ權利ノ得セシムル所ノ

物ヲ謂フ

取

物

然リハ其未タ權利ノ目的ヲサレ所ノキリ

リ例ニハ野獸飛禽又ハ木族ニシテ人ノ未タ捕

獲セサル所ノモノ、如シ然レハ其等ノ物ハ

一旦人ノ捕獲セザルニハ直キニ權利ノ目

的ナルコトヲ得セシトモ此他猶決シテ權利ノ

目的トナルコト能ハサルモノアリ然レ其一分

ニ付テハ權利ノ目的又ルコトヲ得ルモ其全作

ニ付テハ然ルコト能ハサルモノアリ例ニハ其氣

此

物

河海ノ水ノ如シ此ノ如キ財産タラサル物ト

法律ハ其性質ヲ明カニシテ之ヲ示サツル可

ラス蓋シ之ニ突スル規定就中禁止ノ規定ヲ解

スルニ必要ナレバナリ然則之於テ同時ニ財産

ノ區別ト物ノ區別トヲ示スハ此理由ニ基クモ

ナリ

爲則ノ目的トスル所ハ主トシテ物ノ実質上又

ハ法律上法ノ性質ニ在リ後ニ至テ此等ノモノガ

若人又ハ無形人ノ資産ニ如何ナル関係ヲ有ス

ルヤ之ヲ詳言スルハ此等ノ物ノ權利ノ目的

ト為リ得ルヤ又^得如何ナル程度迄權利ノ目的又
ルコトヲ得ルヤ^否ヲ明ニスルハ皆茲ニ掲クル
原則ノ結果ニ^過キカサルナリ

○
第一条

立法者ノ主トスル所ハ定義ヲ下スニ^此ス寧^レ口
余^レ全^ク許可若クハ禁止ヲ為スニ在リ又^此又^テ此
然^レ又^レ学理ノ原則ヲ掲クルコトヲ慎マサルハ
カラスト^至^極場合ニ於テハ法律ノ真正ノ解
釋ヲ全^クスル^者ニ^至^ルニ^至テ^ハ下^スコト有益ナ^リ要
スルニ^其程^度旨^ヲ得^ルニ^至リ^而シ^テ是^レニ^至

法者自ら識別スルキ所ナリ

其レ然リ故ニ立法者ハ先ツ財産ノ權利ニ外ナ

ラサルニトテ宣言スルノ必要ヲ感シタリ凡ソ

一個ノ物、法律ノ認メタル方法ノ一ニ依テ吾人

ノ資産中ニ入ラサル限ニ未ダ吾人ノ為ニ財産

ナレモ有ラズ即チ權利ナレモ有ラズ唯

個ノ物アルノミ

本条ハ財産ノ何物ナルコトヲ明カニスルト同

時ニ財産カ右人又ハ國府縣市町村公設所会社

ノ如キ法人ニモ屬シ得ヘキコトヲ明カニセリ

法人ナル **権** 亦法に権ヲ創シテ之ヲ用ルルニ非ズ 既ニ他ノ行政法ニ於テ之ヲ使用

セリ概シテ法人ノ善通ノ各人ト同シク其有ス

ル權利ヲ行使スルモノナリ 其 各人ト同一ナリサ

ル場合ニ特ニ法律ヲ以テ之ヲ規定ス

又本至ニ權利ニ二種アルニトシテ明カニセリ物

権及人権是ナリ此二種ノ權利ハ第一條及第三

條ニ於テ之ヲ明カニセリ

ノ第一條及第三條

本邦往時ノ法律ニ於テハ物權ト人権トノ間明

カニ其性質ノ差異ヲ確認シ又凡モノナリ然シ

其性後ノ差異ヲ確證シタルモノナリトハ

往時ニ於テモ此差異ノ已ニ存シタルコトハ
猶今日ノ如ク何トナレドモ此差異アルヤ至ク物
ノ性後ヨリ來ルモノナリ故ニ未ク所有
者ト債権者トヲ混同シタルモノナラズ又此
我有之人所ノ物ト率ニ他人ニ對シテ請求シ得
ル所ノ物トヲ同一視シタルコトナシ本法ニ於
テハ明ク此兩種ノ権利ノ區別ヲ示シ以テ此
區別ヨリ生ズル結果ノ適用ヲ容易ナラシメタ
リ

又物権及人権ヲ各別ニ其性質及主クニ効力ヲ

明か、し以テ裁判上法律ノ解釋ヲ容易ニシ併
セテ右人ヲシテ法律ヲ知ルニ便ナクシメ又リ
物権ハ其性質上之ヲ有スルモノ直キニ物ノ上
ニ行フコトヲ得ヘシ而シテ我有スル權利ノ收
益ヲ為ス方、何人ノ干涉ヲ受クルヲ要セス之
ニ及ビテ人権即チ債権ハ第一、特定ノ人即チ
債務者ニ對シテ行フ權利ナリ債権者ハ債務者必
カ或事ヲ為シ又ハ為サツルニ義務ヲ負フルニ
從ヒ之ニ對シテ作為又ハ不作為ヲ請求スルコ
トヲ得ルノニ故ニ債権者カ人権ニ依テ一個ノ



権利ノ取得ニ依リテ債権者カ人権ニ依リテ履行

権利ヲ取得スルニ至ルハ債務者ガ義務ヲ履行
 シタル後間接ニ成ルコトヲ得ルノミ
 其主ク人カ力ヨリ得スルキハ物権ハ凡テ人
 ニ對抗シ得ル点ニ於テ人権ト異ナリ即チ物
 権ハ何人トモ無目的タルモノ上ニ工事ヲ起
 シ又ハ主張ヲ為シテ之ヲ妨碍シ又ハ其行使ヲ
 妨クルモノニ對抗スルコトヲ得之ニ及ビテ人
 権ハ或ハ契約ニ依リ或ハ法律ノ認めタル其他
 ノ原因ニ由テ特ニ義務ヲ有スル人ニ對シテノ
 履行ヲコトヲ得ヤシ

物権ト人権ノ概為ニシテ其性質ト効力トニ異

スルモノ有リ即チ物権ハ概シテ一個ノ物ニ付

キ同時ニ二人以上ノ人が同一ノ権利ヲ有スル

コトヲ許サズ之ニ及ビテ人権ハ同一ノ人ニ對

シ二人以上ノ人が同時ニ同一ノ権利ヲ有スル

ノ妨ニ及ブ此區別ハ権利ノ行使ヲ受クルモノ者

●力無資カナル場合ニ於テ緊要ナリ若シ物権

ナルハ他人ノ物ヲ侵領シタルモノ無資カ

ハ決シテ其物ヲ権利者ノ手ニ取戻ス妨害タラ

ズ然レモ若シ一人ノ無資カ者ニ對シテ數人ノ使

...者一人ノ無資力者...
...人ノ使

権者カ人権ヲ行使スル場合ナリ
権者間ニ優越者ノ如ク物権ヲ創成スル優先ノ
原因ナキ限ニ平等ニ使務者ノ財産ヲ分ク
カラス

第二条ノ直接ニシテ日主父ル目的ノ物権ノ定

義ヲ下スル者及之ヲ主父ル権利及之ヲ主父ル権

利ノ二種ニ區別シテ其別記ヲ為スル者ナリ主父

ル権利ハ他ノ権利ニ異スルコトナリ独立シテ

存在ニ得人所ノモノニシテ本編中一部ノ目的

トスル所ナリ是又ル権利ハ概シテ債権ノ擔保

又ハ、過キス故ニ債権ヲ規定シタル後ニ至テ
之ヲ揚クルコト至当ナリ故ニ特ニ債権擔保編
ニ於テ之ヲ規定ス

然レモ、從父人物権ニシテ、^{物權}擔保ノ擔保ニアラサ

ルモノアリ地役ト稱スル^{物權}是ナリ地役ハ本

編中一部中主タル物権ノ後ニ之ヲ規定セリ

諸外國ノ法律ニ於テハ主タル物権ヲ列記シ且

之ヲ規定スルモノ等ナリ故ニ或ハ貸貸借ヨリ

年スル權利ハ物権ナリヤ否將テ人権ニ過キサ

ルヤノ点ニ於テ疑ヲ存スルモノ有リ或ハ永借

権及地上権ノ事ヲ掲ケザルカ夫々斯ノ如キ権
利ハ法律ノ邊々ノ所ナリヤ否ヤヲ知ルニ甚ム
ク有リ

本邦ニ於テハ古來ヨリ永借権及地上権ヲ認メ
タルカ故ニ新法ニ於テ之ヲ明カニ之ヲ規定セリ

借借

地上権ニ至テハ新法ハ其物権ノ性質ヲ確認シ

タリ借借権ノ物権ノ性質ヲ認メタルハ其ノ土

地ノ借借ニ在テハ耕作ノ夫々又家宅及勲産ノ

借借権ニ在テハ一般経済ノ夫々甚々利益アリ

コトハ後ニ示テ之ヲ示スベシ

人権、物権ト曰シテ主ク人権利及シテ人権利
ニ區別スルコトヲ得ルニ然レドモ此ノ三條ニ於テ
ハ之ガ別記ヲ示サズ蓋シ之ヲ示スニト能ハサ
レシナリ人権ハ其原因ニ依テハ互ニ相異ナリ
ト是^モ其性質其効力又ハ其消滅^{ノ原因}ニ至テハ凡テ同
一ナリ故ニ契約ニ依テ生シタル債権即チ義務
ト不正ト加入タル換害ヲ生シタル義務ト其
原因相異ナレカガ爲メ義務ヲ侵蝕シ及シ大^トハ
定ムルノ点ニ於テハ多少ノ差異アリト是^モ強制
執行ノ方法及シテ消滅ノ原因ニ至テハ至ク同一ナ

法律ノ方法及流弊ノ原因ニ至リハ至ク同一十

リ此故ニ法律ヲ有スルモノ其債務者ヲ指示シ
 示シテ權利ノ目的及範圍ヲ示シタルハ充分
 ニ其有スル人権ヲ明示シタルノナリ
 各人が權利ヲ創成セシムルニ難キニ至テハ人権
 ニ関シテハ物権ニ関スルヨリ甚ク大ナリ蓋シ
 物権ハ其種類ニ限アルモノ人権ハ然ラスニテ各
 人ノ欲スル所ニ從フを得ルナリ而シテ
 法律上斯ノ如ク權利ヲ創成スル権力ニ大ナル
 差等ヲ認メタルハ人権及之ト相對スル義務ハ
 相当者ノ間ニ効力ヲ有スルニ止マリ弗三者

・對抗スルコトヲ得スシテ物権ニ及テノ人
對抗シ得ヘキモノナルガ故ナリ

何人ト多氏法律ノ定メタルモノ、外義務ノ事
因テ造ルコトヲ得サルハ勿論ナリト雖モ法律

ノ認メタル原因中孰中者ノ意思ニ基クテ
意^ヲ依^テス^ル物^ト無^クタル義務及人権ヲ創設ス

ルコトヲ得ヘシ今一個ノ物ヲ有スルモノ之ヲ
人ニ寄フル中ハ一回ニシテ已マサルヲ得ス也

レ氏或ハ寄ヘシコトヲ欲シ或ハ同一若クハ同
一ナラサル作否又ハ不作為ヲ同一ノ人若クハ

一十カハ作夫又ハ不亦夫ヲ下ノ人若クハ

異ナリ又人ニ對シテ約スルハ何回ニ及ブモ
不可ナル所ナシ人権即チ義務ノ効力ニ至テハ
當事者ニ任意ニ之ヲ変更シ相互ノ利益及便宜
ニ從テ伸縮スルコトヲ得ハ之唯公ノ秩序及善
良ノ風俗ニ善ヤル効力ヲ約スルコトヲ得ヤル
ノミ

○ 第四條

第二條及第三條ニ據ケル權利ハ一般ノ人ニ
著有ナル所ノモノナリ如何ニ貧困ナル人ト由
些少ノ物ヲ所有セヤルモノ有ラス又他人ニ對

之ヲ請求之人權利ヲ有セザルモノハ有ラズ之
 之及之ヲ存案ニ掲クル權利ニ至テハ或特別ノ
 人ノ之之ヲ有スルモノナリ何トナシハ世人悉
 ヲ著述者技術者又ハ發明者ニ有^排サレハナリ
 然レ^{トモ}著述者技術者及發明者ノ權利ヲ本法ニ
 規定セズ之ヲ特別法ニ讓リタルハ右ノ理
 由ニ基クモノニ^排ス其理由ノ主トスル所ハ
 此事理ニ冥之ヲ^既特別法ノ存スルカ否ニ
 之ヲ又此等ノ事項ニ冥之人法制ハ^邦ニ於テ
 未如確立ノモノト云フコトヲ得サレハナリ^改

未如確立ノモノト云フコトヲ得サレハナリ歟

州諸國ニ於テハ五年以前ヨリ著述者及_レ其親族

ノ權利ニ関シ特別法ヲ設ケ又ハコト前後數回

ナリト由ル所由未_レ又完全ノ制度ヲ得ルニ至ラズ

今日ト由ル所由未_レ又完全ノ制度ヲ得ルニ至ラズ

故_ニ本^邦ニ於テハ此事項ニ関シテハ民法中ニ

規定ヲ設ケズ之ヲ特別法ニ譲リ以テ一方

ニ於テハ猥_ニ民法ヲ改ムルコトナク一方ニ於

テハ^{實ニ法律}又^{實ニ法律}此項ノ改正ヲ容易ナラシメサレハナリ

又著述者技術者及_レ發明者ニ関シテハ種々ノ法

律ヲ要ス可_レ此等ノ法律ハ一方ニ於テ民法及

高法ト冥係ヲ有スルモノナリ何トナレハ著述
 者技術者等ノ私益ニ冥スルハナリ然レモ一取
 ノ利益ニ冥スル点ヨリ考フレハ一方ニ於テ行
 政法ト密接ノ冥係ヲ有スルモノナリ又著述者
 等ノ權利ヲ侵害スルモノアルハ之ニ刑罰ヲ
 科スルノ点ヨリ見レハ刑法ニモ冥係ヲ有ス
 ルモノナリ
 亦
 力及至及至三系ニ於テ更ニ物ノ區別ノ事ニ冥
 ニ著述者ノ權利ノコトヲ説クハシ
 ○第五系

非

本条ハ特ニ規定ヲ設クルニ
 排ヲ又故ニ純然トス
 凡テ法律ヲ示スニ過サレ如シト
 爲氏編纂ノ順序
 ニ於テ之ヲ設クルニコト
 必要ナリ若物ノ區別
 從テ權利ヲ亦自ヤヲ區別ヲ生シ
 此區別ノ爲ニ
 權利ノ変更ヲ未ズニト
 法律ニ於テ明示セザ
 ルハ次条以下ニ於テ掲ケ
 又ハ教多人物ノ區別
 別人竝ニト法律中ニ掲クル
 理由ナキヤ如ク
 十ニ可シ
 歐洲諸國ノ法律ハ
 校主トシテ物及財産ノ一
 個人區別ヲ示スニ止マ
 ル却テ反テ却テ個人區別

是ナリ其他ノ區別ハ唯法律ノ左部ニ於テ實際
ノ必要ヲ以テ之ヲ掲クルルニ特ニ主トシテ
之ヲ明示スルモノナシ此ヲ以テ法律ノ適用ヲ
受クル物ノ區別ノ在作ヲ知ルニ由ナシ
本法ハ真正ノ順序ニ從ヒ先ツ法律上ノ物ノ再々
ノ區別ヲ列記セリ

為スニトシ得ル

本法ニ掲クルル所ノ區別共數十二即チ左ノ如ク

(一) 有作物及無作物(第六條)

(二) 動產物及不動產物(第七條ヨリ第十四條迄)

(三) 主父ノ物及主父ノ物(第十五條)

三 主父ハ其後父ハ其 (第十九条)

四 特定物、定量物、聚合物、^{及ヒ}包括財産 (第二十條)

五 一箇ノ使用、因テ消費スルモノ ^{及ヒ} 及ヒ然ラザル

一 物 (第十九條) ^物

六 代替物及ヒ不代替物 (第二十條)

七 分ツコトヲ得ヘキ物、及ヒ分ツコトヲ得ハカ

ラサル物 (第二十条)

八 所有ニ属スル物、及ヒ所有ニ属セザル物 (第二

十二条) ^{及ヒ} 及ヒ然ラザル

九 動産物及ヒ不動産物 (第二十六条)

十 譲渡スニトヲ得ヘキ物、及ヒ譲渡スニトヲ得サ

九毛ノ(卯廿七条)

十一時効ニ罹ルコトヲ得人物及^三時効ニ罹ル

コトヲ得ルカ^三ナ^ル物(卯廿八条)

十二差押^フルコトヲ得ル物及^三差押^フルコト

ヲ得^ルナル物(卯廿九条)

右ニ掲^ケタル種々ノ區別ハ互ニ相排斥スルモ

ノ^ニ執^スルコト^ハ同時ニ存スルコトヲ得ルモノナ

リ凡テ物ハ右ニ掲^ケタル各種ノ區別ニ屬スル

コトヲ得ルニ何トナレバ此區別ハ相及^シテ

性質ヲ示セ^ルモノナ^リ十九ヲ以テ一方ニ屬セ^ル

一必ス他ノ一方ニ属スルコト明カナシ
 故ニ一箇ノ物アリテ或ハ動産アリ或ハ不動産
 タルモ之カおも決シテ主タルモノアリ又従
 ルモノアリ或ハ譲渡スルコトヲ得ハキモノアリ
 又ハ譲渡スルコトヲ得ハカラズルモノタルコト
 ヲ妨ケル要スルニ斯ノ區別スルハ或特別ノ点
 ヲ以テ觀察シテ之ヲ考シタルモノニシテ他ノ点
 ヲ以テ觀察スルハ又他ノ區別ヲおスコトヲ得
 ベシ之ヲ論フルニ猶人ノ如シ人ノ主トシテ男
 女ノ性ニ因テ令ツコトヲ得ハシ我ハ年數或ハ

国籍之因 ^モ 辨之ヲ
テ男女ノ性之基キ人ノ身分ヲ規定スル此之ガ

為ニ其人ノ下年タリ未下年タリ又ハ外人タリ

國人タリ區別ヲおスニトテ妨ゲサルナリ

法律ハ年令ニ於テ物ノ種々ノ區別ニ三箇ノ原

因アルコトヲ示セリ物ノ性質人ノ考思及法律

ノ規定是ナリ

此三箇ノ原因ハ常ニ且同一ノ程度ニ於

テ凡テノ區別ニ於スルモノトナス

次ニ格々タル場合ニ於テハ三箇ノ原因均シク

次ニ提ケル人場合ニ於テハ三箇ノ原因均シク

存スルモノナリ

動産及不動産ノ區別主ク人モノ及ク位人モノノ

區別特定物、量定物、集合物及ク包括財産ノ區別

代替物及ク代替物ノ區別可分物及ク不可分物ノ

區別是ナリ

之ニ及ビテ動産物及ク不動産物ノ區別時節ニ寄

ルコトヲ得ルモノ及ク時節ニ寄ルモノニ得ルモノ

モノ、區別ニ至リテ至ク法律ノ規定ニ基クモノ

ナリ

所有者ニ属スルモノ及ク所有者ニ属セザルモノ

區別譲渡スニトテ得んモノ及譲渡スニトテ
得サルモノ、區別并ニ差押フルコトヲ得んモノ
ノ及差押フルコトヲ得サルモノ、區別ニ至テ
法律ノ規定及本人ノ意思ニ基キ又ハモノナリ
有件物及無件物ノ區別并ニ一回ノ使用ニ因テ
消費之人モノト然ラサルモノトノ區別ノ如ク
ハ至ク其物ノ性質ヨリ生シ又ハ區別ナリ
且若シ其本質ニ溯ツテ之ヲ考フルモノ凡テ左
ニ掲クル如キ物ノ區別ハ至ク物ノ性質ヲ以テ
原因トシテ之ニ至ラン人ノ意思及ヒ

原因ハ夫之コトヲ以テ之ニ至ラン人ノ意思及ヒ

法律ノ規定ノ如キハ唯物ノ性質ヲ以テ之ヲ
~~規定~~スルニ過キナリナリ蓋シ法律又ハ各人が
物ニ與フルニ或性質ヲ以テスルハ必ズ其物
ノ性質及之ニ因テ得ニト欲スル便益ニ違フル
何ヲ考ヘテ後然レモ人ナシトナリ之ヲ要スル
ニ法律及人ノ物ノ本来有之ニ性質ヲ法律上ニ
伸縮之入ニトシ得ルノニ未タ至ラズ性質ニ及
スル効力ヲ之ニ附スルコト能ハズ

第六系

法律ハ有体物及無体物ノ區別ヲ以テ之ヲ掲ゲ又

り然し^{トモ}是レ致テ適甲上者モ重大ナリカ故ニ

非^レ又唯其區別ノ及フ所最モ重キヲ以テナリ

此區別ハ動産及不動産ノ區別ヨリモ一層重キ

モノナリ何トナシハ動産及不動産ノ區別ハ嚴

正ニ之ヲ論スルハ^{トモ}單ニ有件物ニ付テノニ意

申スルコトヲ得ベシ之ニ及ニテ有件物及無件

物ノ區別ハ物權ト人權トヲ別シ凡テ權利ヲ

包有スルモノナリ而シテ權利ハ其性質上動産

ニアラス又不動産ニアラス然ルニ權利モ猶動

産又ハ不動産トシテ規定ヲ受クルモノハ唯法

... 不... 法

律ノ推定ニ因テ權利ノ目的トスル所ノモノ又
 其得セシメントスル所ノモノト同ノ性質
 ヲ權利ニ附シ事ハカ故ノニ有件物及無件物ノ
 區別ハ占有ノ時~~ハ~~ニ~~ハ~~実ニ~~ハ~~甚ム利益アリ程テ
 時効ニ実ニテ主大ノ実係ヲ有ス何トナシハ有
 件物ノ占有ニ其物ノ现实ノ所持ヲ必要トスル
 毛無件物ノ占有即チ權利ノ占有ニ~~ハ~~連続ニテ權
 利ノ行使又ハ~~ハ~~為ヲ為スヲ以テ足レリト区
 此區別ハ有件物又ハ無件物ノ喪失ニ実ニテ猶
 影射者及ホ又毛ノナリ

此等ノ區別ハ其必要アリト至テ之ヲ示スベシ
法律ノ示セシ有件物及無件物ノ例ハ率ニ類例
ヲ示シタルニ止マリ致テ其數ヲ限リタルモノ
ニアラス是レ致テ有件物及無件物ノ別記ニ付
テノニ独リ然ルニアラス他ノ物ノ區別ニ至シ
テモ又同一ナリト云フモノアリ
有件物ハ其數無限ナルコト固ヨリ明カナリ無
件物ニ至テハ有件物ニ比スルニ其數少ナリト
是レ稀法律ノ示ス所ノ外左ノ物ヲ加フルニ得
ベシ即チ亦スヘキ者又作爲又ハ捨棄及解散

之文ハ会社ニ於ケル權利等是ナリ

空氣及瓦斯ノ如キ輕重ヲ量リ得ヘキモノニ至

テハ其有件物之ハコト明カナリ今日屢々念高ノ

目的之ハ電氣ノ如ク輕重ヲ量ルコト能ハサレ

モノニ至テモ猶之ヲ有件物ト見做サレルヤ

如何トナレハ法律ノ下之文ハ主義ニ從ヒ人ノ

主感ニ因テ知ルコトヲ得ヘキモノナレハナリ

會社及^ニ財產共通ノ場合ニ於テ其財產ノ在体

ガ包括財產ト看做サレ、ニハ其会社カ解

散セラレ又ハ共通ガ清算中ニ在ルコトヲ

必要ト為ス若シ然ラズニテ専ら及財産者ニ
ルモノヲ連続スル間ニ概シテ法人ノ性質ヲ有
スルヲ以テ財産ニ當此法人ニ屬ス不ニテ法律
ハ会社又ニ共通ヨリ合議ニテ其財産ヲ觀察ス
ルノ必要トシ終ニ会社又ニ共通ニテ法人ヲ
組成セサル場合ト多ク仍ホ其財産ヲ以テ特ニ
包括財産ヲ組成スルモノト看做スノ必要アリ
又是レ唯不分明ノ特別ナル一個ノ場合ナル
ノミ

本条ニ於テ無体物トシテ著述者技術者及發明者

8
著者ニ
レテ
此等

本条ニ於テ無件物トシテ著述者技術者及至元明者

ノ權利ヲ掲ケタリ嚴格ニ之ヲ論スルハ此等
ノ權利ハ第一号中ニ属スルニ然レモ法律ハ特
ニ之ヲ掲ケタリ蓋シ此等ノ權利ハ法律カ今
主トシテ規定スル所ニ非~~レ~~カレハナリ

著述者ノ權利ハ物權ニシテ著述者自カヲ何

等ノ讓渡又ハ合意ヲ为サシル限ハ自由ニ其

著書ヲ處分シ之ヲ変更シ又ハ之ヲ毀壞スル

ノ權利著者ニ存ス然レモ^{下ニ}假^{シテ}著者^ノ意^ニ反^{シテ}其著書ヲ

公~~ニ~~スルコトヲ許シ而シテ出版者發賣ノ

部教又ハ著書ノ大小ニ依^テ順次ニ金負ヲ著

述者：辨濟スルノ義努ヲ約シタル（下キ）ハ著述
 者ノ權利ハ一個ノ人権即チ債権ニ由ルヤズ左
 ノ理論ハ技術者及發明者ノ權利ニモ亦適用
 スルコトヲ得心シ

又第一辨中：於テ凡ソ物権ト人権トヲ混ハズ
 權利ハ無体物中ノ唯一位ヲ占ムルヲ看ル心ニ
 然ルニ界上全ク依レハ權利ハ物権ト人権トヲ
 混ハス目的物ノ種々ノ區別ニ從ヒテ其様ヲ變
 スルモノナルガ故ニ皮相ノ見ヲ以テスル（下キ）ハ
 權利ハ其様ヲ變セシムルモノナルガ如キ

権利ハ其持テ受セシムルモノナリカニ

奇観ヲ呈スルノ疑ヒ有ラシク然レモ未タ必スシ

テ断入如クナラズ此困難ヲ辟クルニハ權利ニ

主父人モノ及從父人モノ有ルヲ考フルコトヲ

要ス主父人權利ハ從父人權利ノ様ヲ受シ而シ

テ時トシテハ從父人權利モ亦主父人權利ノ様

ヲ受スルコト後ニ至テ其家例ヲ看ムカニ

第七節

動産物及不動産物ノ區別ハ外國ノ法律中ニ於

テ其動用品モ大ニ物ノ區別ナリトス而シテ

本邦ニ於テモ亦必ス然ノ如クナルニ此區別

本邦

ハ古來既之慣習之因テ故スル所ノモノナリ

物ノ転移上ノ性質ヨリシテ其物ヲ目的トスル

権利之~~類~~如~~キ~~大ナル影響ヲ及ボスユトハ一

見甚~~カ~~ク驚ク心キニ似たりト~~モ~~其至当ナルコ

トハ容易ニ之ヲ解スルコトヲ得ヘシ

権利が物ノ價格ニ從テ同~~一~~ナラサルモ決シテ

驚クニ至ラザル可~~シ~~執中物ノ價額大ナルモノ

ハ之ヲ其小ナルモノニ比スル~~ハ~~其管理又ハ

保護~~ノ~~権~~ノ~~人手續ヲ必要ト~~ス~~一屬ノ擔保ヲ要ス

ルが如キ是ナリ然ルニ法律ヲ以テ當~~初~~部~~是~~物

ル

ルカ如キ是ナリ然ルニ法律ヲ以テ当新産物

及不動産物ノ区別ヲ設ケタルハ其ニ此精神ヲ

実行シタルモノノ外ナラズ蓋シ往時ニ在テハ

動産物ヲ以テ價額甚大ナル物トシ一般ニ

不動産ヲ重シシタルハナリ

後世奢侈ノ凡漸ヤク生スルニ至リ金屬ヲ以テ

製シタル物・寶石美術品等ノ如キハ固ク動

産物ナリト雖此社会ニ在テ是ハ重要ノ物トナ

レリ然レトモ不動産ノ裨益ノ進歩建築上ノ著

後及人口ノ蕃殖ニ因テ次第ニ重要ノ及テ増シ

テ不動産ト動産トヲ比較スルハ不動産ノ

終

價額ハ何ホ勅差ノ上ニ存セリ國ヨリ家屋ニ

テ甚タナルモノ有リ土地ニテ甚タ~~殊~~殊

ルモノ有リ此ノ如キモノハ馬價ノ少ナル~~狭~~狭

諦ナシト~~勇~~勇勅差ニ移テモ亦是ト云ナルコト

ナク馬價甚少ナルモノ有リ故ニ不勅差ノ甚

タ價額少ナルモノヲ以テ勅差ノ甚タ價額少ナ

ルモノニ比スレハ~~稀~~稀其~~上~~上ニ在リト謂ハ可ルハ

カラス

如何ナル時代ヲ問ハス又如何ナル邦國ヲ言フ

ス法律上勅差ト不勅差トノ別ハ此一大區別ナ

ス法律上執事ト不執事トノ別ニ此一大區別ナ

方ニ奉リ父ルモノハ右ニ掲ケル外ハ亦奉多ノ

理由アリ執事ニ元来屬ス法律ノ目的父ルモノ

ニシテ此等ノ法律ハ法律上ノ形式ヲ設ケテ不

便ヲ蒙ラシム可キト非ス之ニ及ビテ不執事

ノ法律ハ前者ニ比スレハ固ヨリ屬スナリ可ル

ト故ニ此ノ如キ形式ヲ設ケルモ執事ノ法律ニ

於ケルガ如キ不便ヲ生ズルコトナク而シテ一

方ニ於テハ此形式父ルヤ利害關係人ノおカ

保アリ又他ノ一方ニ於テハ亦三者ノおカ

ノ方法ナルヤシ

且不動産ノ譲渡ヲ為スモノハ唯占有ノ事實ニ因
テ自己ノ権利ヲ讓スルノ外他ノ所有權ヲ讓ス
ルノ方法ヲ有セズ且不動産ノ概ニテ譲渡ト同
時ニ之ヲ取得者、引渡スモノナリ也ニ及ビテ
不動産ニ至テハ譲渡ト引渡トノ区ニ多少ノ時
日アル由ニ故ニ譲渡人ニ其諾約ヲシテ確定ナ
ラシムル為メ公正又ハ私署ノ證書ヲ以テ其權
利ヲ證スルコトヲ必要ト為ス
不動産ノ屢轉轉ニテ其主ト變トシテ變スルガ故
ニ他ノ同種類ノモノト之ヲ判別スルコト甚ハ

二他人同種類ノモノト之ヲ判別スルコト甚ク

困難ナルハ心止ト多ク不動産ハ一定ノ場所ニ存

之而シテ~~モ~~契約ノ當時其大小及境界ヲ指定ス

ル~~ル~~他日ニ至リ決シテ他人ノ不動産ト混同ス

ルガ如キコトナシ

右ニ掲ケタル理由及後ニ至テ仍チ説明ノ機会

ヲ得ベキ他ノ理由トヲ以テ動産ト不動産トノ

前立法上判例タル區別ノ存スルコトヲ明カニ

スルニ足ル心シ

動産ト不動産トノ差異ハ法律ノ總テノ部分ニ

於テ之ヲ看ル可シ就中後見人ノ管理所有権取

得ノ方法、用益権、賃借権、質、先取特権、抵当、時効裁
 判管轄及財産ノ差押ニ関スル如キコト是ナリ
 本条ハ物ニ對フルニ動産又ハ不動産ノ性質ヲ
 以テスル三個ノ原因ヲ指示セリ而シテ此原因
 ノ各個ニ付テハ先ツ不動産ニ関シ次ニ動産ニ
 関シテ逐条々之ヲ規定セリ
 法律が今右ノ原因ヲ掲ケルニ方リ第ニ条ノ列
 記ニ於ケルが如ク法律ノ規定ヲ他人ノ原因ト同
 一ニ列記セズニテ特ニ之ヲ掲ゲタルモノハ次
 人理申ニ依ル蓋シ一箇ノ物ガ遷移スルコトヲ

ノ理体ニ依ル蓋シ一箇ノ物カ遷移スルコトヲ

得ルト然ルコト能ハルハ其物ノ性質又ハ

所有者ノ用方ニ因ルト云フコトヲ得心シ然レ

此一個ノ物カ法律ノ規定ニ因テ不動産若クハ不

動產又ハ性質ヲ有スルハ決シテ其物ノ遷移

スルコトヲ得ルト然ラザルハ因テ此區別ヲ

為スニ由ラス唯其性質上在テ不動産又ハ不動産

ノ區別ニ関係セザル無件物ヲ以テ特ニ法律上

不動産又ハ不動産ニ準シタルノミ

第八條

第六條及^次第七條以下ニ掲グル列記ノ多數ニ明カ

其例ヲ示スト、是レ亦、
 井ズ然レ、氏之ガ、為々、本条ノ、列記ヲ、以テ、限定ノ
 モノト、信スベカラズ、物ガ、不動産ナルト、否トハ
 其物ノ、天然ノ、特格、即チ、自力若クハ、他力ニ、因テ
 遷移スルコトヲ、得ルト、否トニ、基クモノナルガ
 故ニ、不動産タル、性質ガ、認定セラル、ニハ、法律
 ガ、其格力又ハ、人ノ、意ノ、解釋ニ、由テ、物ノ、天然ノ、性
 格ヲ、變セザル、即チ、足ル、本条ノ、末項ヲ、設ケタ
 ル、即チ、此点ニ、於テ、疑ハ、無カラシムルガ、為ナ
 リ、其後ニ、至テ、其適、用ノ、例ヲ、示ス、可シ、也

土也、
 後、
 不、
 列、
 記、
 以、
 テ、
 限、
 定、
 ノ、
 物、
 天、
 然、
 ノ、
 特、
 格、
 即、
 チ、
 自、
 力、
 若、
 ク、
 ハ、
 他、
 力、
 ニ、
 因、
 テ、
 遷、
 移、
 ス、
 ル、
 コ、
 ト、
 ヲ、
 得、
 ル、
 ト、
 否、
 ト、
 ニ、
 基、
 ク、
 モ、
 ノ、
 ナ、
 ル、
 ガ、
 故、
 ニ、
 不、
 動、
 産、
 タ、
 ル、
 性、
 質、
 ガ、
 認、
 定、
 セ、
 ラ、
 ル、
 ニ、
 ハ、
 法、
 律、
 ガ、
 其、
 格、
 力、
 又、
 ハ、
 人、
 ノ、
 意、
 ノ、
 解、
 釋、
 ニ、
 由、
 テ、
 物、
 ノ、
 天、
 然、
 ノ、
 性、
 格、
 ヲ、
 變、
 セ、
 ザ、
 ル、
 即、
 チ、
 足、
 ル、
 本、
 条、
 ノ、
 末、
 項、
 ヲ、
 設、
 ケ、
 タ、
 ル、
 即、
 チ、
 此、
 点、
 ニ、
 於、
 テ、
 疑、
 ハ、
 無、
 カ、
 ラ、
 シ、
 ム、
 ル、
 ガ、
 為、
 ナ、
 リ、
 其、
 後、
 ニ、
 至、
 テ、
 其、
 適、
 用、
 ノ、
 例、
 ヲ、
 示、
 ス、
 可、
 シ、
 也、

リ
後ニ至テ其處用ノ例ヲ示ス

土地ハ性質ニ因ル不動産ノ主又ハモノナリ性
質上ノ不動産ニ要スルニ惟土地アルノニト謂
フモ亦不可ナカル
四
シ其他ノ物ニ至テハ多少
土地ニ附着スルニ因テ不動産ト爲
三

土壤ハ無数ニ分テ細分スルコトヲ得心シ又且

其一部ヲ取テ他ニ移スコトヲ得心キ故ニ此

点ヨリ款案スルハ
ハ
動産ナルガ如クト多ク土

地ヲ以テ不動産ト爲スハ決ニテ其有形上ノ物

質ノ謂ニ執スシテ寧ロ地面地底及土地ノ占領

スル部名ニ在リ此故ニ彼深き谷ノ如キハ之ヲ直
接ニ有益ナル用ニ供スル能ハスト矣或ハ或
ハ之ニ水ヲ充テ或ハ其築ヲおシ又ハ耕作ヲお
スカホニ之ヲ埋メ若クハ之ヲ蓋フコトヲ得心
キガ故ニ地面又ハ其丘嶺スル部名トシテ價格
ヲ有スルハ必然ナリ

総て人工ヲ施シテ土ヲ盛り土年々築クモ
第八号ニ掲ケル凡ル建物ト均シク其土地ハ第一
性質ニ依ル不効産ナリ(第三要)

掘割溝渠地上ヲ掘ルル土地ノ如キモ亦同一ノ

第一号

掘割、溝渠、地上ヲ掘及ル土地ノ如キモ亦同ノ

理由ニ因リ第ニ不動産ナリトス(第二号)

樹林、竹木其他大小ノ植物、果実及收穫物ハ土地

ヨリ發レザル間ハ凡テ不動産ナリトス(第五号

及第六号)

唯第十二条ニ於テ之カ例外ヲ著ルベシ

鑛物、坑石、泥炭及肥料土ニ至テハ其物質及採掘

法ノ差異如何ニ依ラズ固ヨリ土地ノ一部トス

ルコト明カナリ然レモ其土地ヨリシテ石炭石

材等ノ如キ物料ヲ採掘シタルハ此物料ハ其

性質ニ因テ動産ナリ(第七号)建物ヲ築造シ井戸

掘り道路ヲ開ク方ニ掘取タル土沙ニシテ其
 土地ニ使用セラレズ又ニ使用ニ供セラレハル
 片ハ法律ノ精神ニ因テ右ト同一ノ決定ヲ爲ス
 コトヲ得心シ若シ掘取タル土砂ニシテ未タ其
 土地ニ使用セラレハルモ仍モ使用ニ供セラレ
 タル片ハ之ヲ目ニテ性質ニ因ル不動產ト認メ
 コト能ハハルハ勿論ナリト是レ唯モ唯モ事情ニ從
 ヒ所有者ノ用方ニ因テ不動產タルコト平ルベ
 キナリ

建物(第八号)ニ要スルニ不動產物ヲ以テ之ヲ構成

2
建物(第八号)ハ要スルニ動産物ヲ以テ之ヲ構成

スルモノナリト多ク土地ニ附着スルニ依リ不
動産トナルモノナリ而シテ其土地ニ附着スル
ハ如何ニ微弱ナルモ之ヲ別フコトナシ本法ニ
於テ屢着ルカ如ク單ニ礎石ノ上ニ如ヘ文ニ中
ト多ク又然リトス然レモ其物料ヲ以テ他ノ場
所ニ再ビ築造スルカ充テノ注意ヲ以テ家屋
ヲ取毀ツコトアリ又ハ家屋ノ併他處ニ移レ或
ハ同一ノ場處ニ於テ之ヲ更迭スルコト亦レト
モ不斯ノ如キハ法律ノ斟酌スルコトヲ要セザ
ル特典ナリ如何トナシハ家屋ハ本法ニ於テモ

21

決して遷移せらるゝ、ヲ以テ目的トスルモノニ
アヲサレハ心ナリ竹本其地ノ植物ニ至テハ前者
ニ比シテ更ニ遷移スルコト容易ナリト爲レ
一旦土地ニ栽植シタル以上ハ其土地ニ附着シ
所ニテ土地ノ性質ヲ變クシモノト爲レヌコト
ヲ要ス家屋ニ至テモ亦此ト異ナルコトナリ
法律カ建物ノ不動産タル性質ヲ認ムルニ當テ
ハ之ヲ建築シタルモノノ誰タルコトヲ問ハズ
故ニ建築者カ其土地ノ所有者タルコトヲ必要
トセズ此ヲ以テ或ハ用益者、借地人、地上権者等

ト云ふ此ヲ以テ或ハ用益者借地人地上権者也

他土地ニ有ルノ權利ヲ有スルモノト多ク又軍
築者タルコトアルハ或ハ軍使ナルコト有者又
特ニ悪意ノ占有者ノ如キ其土地ニ何等ノ權利
ヲ有セザルモノノ建築ヲ為スコトアルハ或ハ所
ノ如キ場合ニ於テモ其建築物ニ常ニ不動產タル
コトヲ妨ガズ唯此等ノ場合ニ於テ建築者ト土
地ノ所有者トノ間償金ヲ授受スルノ一点ハ後
ニ至テ規定スル所ノ如シ

然リト多ク建築物が仍モ土地ニ附屬スルモノト動產
ト看做サレ、場合アリ此場合ニ於テハ致テ其

性質ニ因テ之ヲ動産ト看做スコトアリ不在ノ所
有者ノ用方ニ因テ此性質ヲ認ケルモノナリ第
十二条ニ於テ或ハ建物ニ定ニテ其例ヲ看ルルハ
已

建物ニハ屢軍ニ趣向若クハ凡雨ノ場合ニ於ケ
ル如キ或時ニ於テノニ使用ニ且在ク遷移ス
ルコトヲ得ハキ附屬物アリ戸扉即チ是ナリ所
ノ如キハ用方ニ因ル不動産ニ非ズ已テ在ク性
質ニ因ル不動産ナルコトヲ認ケルニ躊躇スル
力ヲ不蓋ニ戸扉ハ家屋ニ於テ必要ナル部方ヲ

たす不蓋之戸扉ハ家屋ニ於テ必要ナル部方ヲ

為スモノナレドナリ

大凡一個ノ物カ性質ニ依ル不動産ナルヤ將又

用方ニ依ル不動産ナルヤヲ知ルハ決シテ勿セ

ニス心カヲ甘ル問題ナリ何トナレト性質ニ依

ル不動産タル場合ニ於テハ何人ガ此附屬物ヲ

建物ニ附着セシメタルヤヲ問フハ必要ナレト

是年用方ニ依ル不動産タル場合ニ於テハ二個

ノ条件ヲ備フルコトヲ要ス第一物料ガ之ヲ使

用シタルモノニ屬スルコト第二建物ノ所有者

カ之ヲ使用シタルコト是ナリ(参考九条第一

項

釐、蘇、冊（第九項）ハ、建物ト均シク且同一ノ条件ヲ

以テ不動産ナリ

第十項及第十一項ニ場クハ種々ノ附属物ニ至

テハ別ニ混同ヲ要セズ凡テ土地者ハ建物ニ

必要ト認メラレ又ハ附属物ニシテ衣形上銘シ

ド其一部ヲ為スニ異ナラサルナリ

本条ノ末項ハ右ノ精神ヲ一般ニ敷衍シ又ハ之

キ

建物ノ内部又ハ外部ノ戸扉ニ用フニ鍵ハ勿論

建物ノ内部又ハ外部ノ戸扉ニ用フニ鍵ハ勿論

遷移スルコトヲ得ルト多ク何人モ其物強ク

固ル不劫奪タルコトヲ得ルニ躊躇セザルベ

ク何トナレド鍵ハ戸扉ノ役タルモノナレド十

リ

凡ソ家屋ノ附属物ニ付テ性質ニ因ルテ動産又

ルヤ否ヤノ点ニ冥ニ争訟起リタルハ其物ガ

果シテ建物ノ必要ナル附属物ナリヤ否ヤ裁判

所ニ依テ之ヲ判定スルキナリ

又法文ノ早ニ建物ノ之ニ付テ規定ヲ為セリト

多ク此事項ハ第十一項ニ於ケルト均シク仍ホ

土地ノ附属物ニ適用スルコトヲ要ス此故ニ井
 戸ノ属スル轆轤釣瓶及縄ノ如キハ井戸ノ使用
 ニ必要ナル附属物ナリ灌井ニ用フハ蓋 モ亦
然リ土地ノ一點ヨリニテ他ノ一點ニ水ヲ導ク
 為メ一時其土地ニ附着セシメタル金屬性又ハ
 木製ノ槓管ニ付テモ亦同一ノ新定ヲ為スコト
 ヲ要ス

第九卷

本條ニ規定スル所ハ亦二類ノ不動産ナリ此種
 ノ不動産ハ物ノ性質ニ因ルコトヲ以テ又或不動産

ノ不動産ノ物ノ性質ニ因ルコトアリ又或不動産

ノ必要ナル附属物タルノ故ヲ以テ不動産ト

ルコトアリ唯永遠若クハ不定ノ時間所存者ノ

用方ニ因テ不動産ニ備付ケタルガ否又元來動

産ナルモノガ不動産ノ性質ヲ得タルニ外ナラ

ズ此種ノ不動産ト為ルコト掲ゲタル不動産トノ

間ニハ数量ノ差異アリ

第一本条ニ掲ゲル所ノ物が不動産タルニハ決

シテ不動産ノ附属物タルコトヲ必要トセズ或

ハ土地ノ利用、便宜又ハ粧飾ヲ以テ目的トスル

モノ仍ホ本条ノ不動産タルコトヲ得心シ

第二興業ノ物ハ其物ノ所有者カ之ヲ土地ニ備
附ケ又人ニトテ必要ト為ス此故ニ受寄者備主
ノ如キハ受寄物又ハ借用物ヲ此方所ニ因テ不
動産ト為スコトヲ得ズ

第三土地又ハ建物ニ之ヲ備付又人モノ其土地

又ハ建物ノ所有者又人ニトテ必要ト為ス

第四法文ニ人特ニ之ヲ明記ス人ノ必要ナキカ

為ニ之ヲ得付又ト由ル所^{明記}所有者カ備付又人

モノモ其用方ニ因テ不動産又人ハ唯其物ガ不

動産上ニ存スル所ニ止マルコト勿論ナリ何ト

財産上ニ存スル物ニ止マリスト勿論ナリ何ト

ナレバ此物が不動産タルに至リ所有者ノ意思ニ基クモノニシテ從テ所有者ノ意思ノ存スル物ニアラナレバ此物債ヲ有セザルコト取ナラシムナリ

法律ハ本条ニ於テモ亦別記ヲ為セリ此別記モ亦限定ノモノニアラズ且本条ニ於テハ特ニ及禮ヲ許シ法律上ノ推定ニ屬シタルコトヲ明記セリ是レ所謂輕易ナル推定ナリ

第一号乃至第七号ハ主トシテ農業又ニ工業ノ建物ニ関シテ第八号乃至第十号ハ宅地ニ関スル

モノナリ此等之実ニテハ更ニ詳細ノ説明ヲ要
 スルモノナリ唯二三ノ注意ヲ為スニ止メ
 第六号ニ掲ケル工業上ノ器械及器具カ所有者
 ノ用方ニ因テ不動産タルニハ其建物が特ニ其
 種ノ工業ニ供セラレタルコトヲ必要ト為ス例
 之ニ製絲場ノ器械製鉄場製鉄場ノ釜及乾燥器ハ
 概シテ不動産ナリ如何トナレハ此等ノ建物ハ
 特ニ此鎖輪ナル工業ニ供スルモノニテ且其
 器械モ亦形状大小等ヲ多ク之ニ加シ他ノ
 建物ニ於テ同一ノ工業ニ使用スルコト能サレ

普通ノ事ナリ之ニ及ビテ活版所ノ印
 利差字母及活字ノ如キハ之ヲ受スルニトナク
 之ヲ他人活版所ニ於テ使用シ得ベキニト成
 活版所ノ産物ガ之ヲ受スルニトナク之ヲ他人
 工業ニ使用シ得ベキ而シテ他人工業ノ為メ特
 別ノ解^{改修}釋ヲ要スル場合ノ外ハ何等ノ受取ヲモ
 加スルニトナク要セサルト同一ナリ故ニ用名ニ
 因人不勤産スルニトナク己テ常ニ勤産スル性
 質ヲ有スルモノナリ
 製造用ニ供スル物料ニシテ製絲場製鉄場又ハ

其他斯ノ如キ工業場ニ在ル物ハ凡テ不動産ナリ
其製造ヲ終リタル物ニ至テモ亦是ト異ナリ
トナシ

第九号ニハ賤換スルニ執カレハ取替スニトテ
得カハ粧飾物ト堪カレハ是レ致テ此種ノ物
ヲ以テ性質ニ依テ不動産ト認メタルニテアテ不
茲ニ有形上建物ニ附屬スルハ一種ヲ不動産ト
為シタルハ唯所有者ノ用テノ指定ノ由ノニテ
之此條件ヲ備ヘタルコトナクハ所有者ノ意
思ニテ其建物ノ附屬物トスルコトアリトテ推

思之ヲ其建物ノ附屬物トスルコトアリトヲ推

定セズ然レテ唯粧飾ノ物產物タルコト迄キズ

第十号ニ掲ケル建築用ニ備ヘタル材料ハ既ニ

其場處ニ運搬シ且直ク之ヲ建築ニ用非得ベ

キ形状ニ在ル中ト其氏未タ用方ニ因人不物產

又ク不唯使用ヲ多クルニ從ヒ其部分ノ漸次

ニ不動產トナルベシ而シテ是レ性質ニ依ル不

動產ナリ之ニ及シテ修繕中ノ建物ヨリ取替ヒ

テ再ビ之ニ用フベキ材料ニ至テハ之ヲ不動產ト

スガズ蓋シ斯ノ如キ材料ハ建物ヨリ取替ヒト

至ル是レ一時ノ事ニ止マリ到底再ビ其建物ハ

使用セラルル心キモノナリ故ニ仍ホ之ヲシテ不
動産ノ性質ヲ有セシム事ニ一時ノ多難ノ由
所有権ノ性質ヲ変セシム心キコアラハ心ナ
リ
池況ノ魚蜂房ノ蜜蜂鳩舎中ノ鳩ノ如キハ本法
ニ於テハ外國法ニ於ケル如ク之ヲ用テ之ニ因ル
不動産ノ中ニ列記セズト至比之ヲ掲ケルハ致
テ此等ノ物ガ不動産又ラナリ故ニアテ不既ニ
法律上ノ推定ヲ設ケテ凡ハ以上ハ意思ノ推定ニ
依リ裁判所ニテ不動産ト決定スルコトヲ得ベ

依り裁判所ニテ不動産ト決定スルコトヲ得ル

キナリ

今本条ノ利益ヲ示スル決己テ無用ノ事ニアラ

カル心ニ不動産ヲ譲渡シ而シテ当事者が如ク

提出スル物ヲ以テ此譲渡中ニ包含セルヤ否ヤ

ヲ明示セザル場合ニ於テ特ニ本条ノ利益ヲ表

ル心ニ蓋シ法律ノ明文アルカ否ニ依リテ物

不動産ノ附屬物ト看做サレ及壽ノ合意アリガ

ル以上ニ代價ノ増價ナクシテ此譲渡中ニ包含

スルケレバナリ

又財産差押人場合ニ於テモ其利益ヲ表ル心ニ

別項

本条ニ提ケル凡テノ物ハ動産トシテ之ヲ差
 押フルコトヲ得ズ不動産ト共ニ差押フルコト
 ヲ得心キルニ又不動産ヨリ名義ニテ姓リ之ヲ
 抵当ノ目的トスルコトヲ得ズ
 之ニ及ビテ所有者ハ不動産ヨリ此等ノ物ヲ分
 離シテ之ヲ賣渡シ又ハ動産債トスルコトヲ得
 ルハ仍モ家屋ノ材料園庭ノ樹木收穫物ヲ賣渡
 シ得ルト同一ナリ
第十條 本条ニ提ケル所ノ物ハ無体ノ物ナリ
 ヲ以テ其性質上不動産ト稱スルコトヲ得ズ又不

ヲ以テ其性質上不動産ト稱スルコトヲ得ス又不

動産ト謂フコト能ハズ且法律ハ若人カ其意思

ノミヲ以テ之ヲ不動産トスルコトヲ許サズ然

リト多氏唯法律自カテ假想ニ基キテ之ニ不執

産ノ性質ヲ附與セリ其假想スルヤ何等ノ利益

ヲ害セサルノミナラス却テ物ノ區別ヲ判明シ

ラシムルノ利益アリ

總則ノ規定ハ物ノ區別ヲ示スルミナラス又尚ほ

ニテ權利即チ財產ノ區別ヲ為スガ故ニ權利モ

亦之ヲ不動産又ハ不動産中ニ列セザルベカラズ

權利ヲ動産及不動産中ニ列スル最モ簡易ナリ

方法ハ其直接ニ行ハル、目的物(物権)又ハ其取
 得セシムルニキ物(人権)ノ有形ノ性質ニ基キテ之
 ヲ區別スルニアリ

第三号ニ土地ノ所有者若クハ占有者が建物ノ

築造ヲ要約シタル場合ニシテ所有者又ハ占有

者自カラ築造ニ必要ナル材料ヲ出スルトシテ

建築師ノ材料ヲ以テ之ヲ為スベキモノ所有者

又ハ占有者カ建築師ニ對シテ有スル債権ハ不

動産権ナリトス此場合ニ於テ建築師ハ實ニ引

渡シタル三箇ノ要為ニ因テ所有者又ハ占有者

一、国ノ不作為ヲ受ルルモノハ、動産ノ性質ニ依リテ、

貸中又ハ三箇ノ要為ニ因テ所有者又ハ占有者

ニ一個ノ不動産ヲ得セシムルノ義務ヲ負ハル
モノナリ三箇ノ要考トハ材料ノ供給材料ヲシ
テ使用スベキ形状ニ至ラシムル迄ノ労動及築
造是ナリ

若之ニ及シテ所有者又ハ占有者自カラ建物ノ

主ナル材料ヲ給スベキ件ハ其有スル債権ハ在

リ不動産ナリ如何トナシハ此場合ニ於テ建築師

ハ附材料ノ切組及築造ノ二個ノ維持義務ヲ有

スルニ過キサレバナリ而シテ建築師此二個ノ

義務ヲ履行シマシムルモ之カ友ニ債権者ハ新又ニ

又不動産ヲ及ルコトナシ惟従前不動産タリシ材料
ヲ及ビテ不動産タル建物ト古シタルノミ

第四号ハ前者ニ比シテ法律ノ力更ニ大ナリ何
トナレバ其権利ノ目的トスル所ノモノハ左ノ

場合ノ如ク不動産ナラザルモノ仍ホ其権利ハ之
ヲ不動産ナリト為セリ本号ノ適用ハ本法ニ於

テ馬例ヲ表ス惟之ヲ許ス特別法ノ制定ヲ俟テ
之ヲ裁ル心キノミ

本法ハ惟法律ノ規定ニ從ヒ或場合ニ於テ不動産
債権ガ不動産タルコトヲ得ルノ原則ヲ認メ又

債権が不動産たるに於て得るノ原則ヲ認メ又

ルノ三

然レ氏本号ニ於テ各人が法律ノ規定ニ因テ不
動産ト爲レタルモノトアリ依リ直キニ之ヲ
目ニテ人ノ意思ニ因ル不不動産ト爲ス心カラ不
因ヨリ斯ノ如キ場合ニ於テ人ノ意思ニ要ナル
コト論ヲ竣クスト至氏此意思ニ依テ不動産債権
が不動産タルハ法律ノ規定ニ因テ許シタル場
合ニ限リ且ツ法律ノ定メタル條件ニ從フコト
ニ要ナルヲ以テ未だ人ノ意思ノ三ヲ以テ是レ
リトス心カラ不故ニ此不動産ノ性質ニ之ヲ法

律ノ規定ニ突スルモノト認メザルハ

法律ニ將來ノ立法者ノ自由ヲ拘束スルコトナ

カテ之ガ為メ如何ナル債權ガ不動産ノコト

ヲ得ルヤハ今之ヲ規定セズ

第十一條

本条ハ何等ノ因致ヲ看ス性質ニ因シ不動産ヲ

定メタル第ハ条ト相對スルモノナリ

自カラ以テ遷移スルコトヲ得ルモノハ動物ニ

止マリ他カニ因テノニ遷移スルコトヲ得ルハ

動物以外ノ物タルコト固ヨリ明カナリ

新物以外ノ物タルコト既ヨリ明カナリ

本条ノ末段ニ於テ注意ヲ為セ人例外ハ既ニ
ヲ説明セリ或種類ノ物ニ單ニ其物ノニニ付テ
之ヲ觀察スル片ハ至ク性質ニ因ル不動産ナリ然
リト雖長若ク物ガ他人ノ不動産ノ必要ナル附屬
物タル中又ハ他人ノ不動産ノ利益ヲ増スル所
有者ノ意思ヲ以テ之ニ備附ケタル片ハ其不動産
ノ不動産ト看做ナリ、モノナリ(參看第ハ条及
第九条)

第十二条

性質上ノ不動産ト爲ル人ノ意思ニ因リ恒久且

所有者が築造ヲ始メ又ハ既ニ之ヲ終リ又ハ後

其建物ヲ賣渡スニ当リ建築ノ足場及支柱等ハ

取崩シレサルモノアル中ニ之ニ異ニテ特別ノ合

意ヲ為サシムル場合ノ如キ是ナリ此等ノ物ハ屬

賣主ニ屬セズシテ建築家ニ屬スルコトアルハ

シ本草案ハ所定ノ地ニ建てる所ノ建築家ノ

若シ所有者が既ニ若クハ遊技ノ為ニ觀棚若ク

ハ假令屋葺ヲ造リ或ハ失火ノ際竊盜者被劫ノ

為ニ假令屋ヲ建テ、而シテ後此等ノ工作物ヲ

取除クニ先ツテ其地所ヲ賣渡シ又ハ場合ニ於

テ特別ノ部彙トシテ之ヲ賣買以外ニ置クノ注意

ヲ為サハリシヤノ如キモ亦同一ナリトス

花亦草木ノ培養ヲ以テ職業トスル所所有者が苗

床又ハ土地又從テ芽ハ垂芽土項ニ依リ不勤産

々ハ加如キ草木ヲ植栽スル土地ヲ賣後シ又ハ

場金ニ於テモ仍ホ奉柔ノ商申ヲ看ル心ニ斯ノ

如キ草木ハ惟一時此土地ニ附着セルノニ結局

他人ニ販賣スルヲ以テ其用方ト為ス加故

ニ所有者ノ意思ニ因テ至ク却意又ハ人モナリ

者ニ古ニ格外ニ如キ植木師ハ此心シテ惟大所

有表ガサ所在地ノ植栽ノ保持更新又ハ其土地

有るが其所有地ノ植栽ノ保持更新又ハ其土地

ノ粧飾ニ必要ナル竹木ヲ培養ス人ガ所有地
ノ一部ヲ以テ苗床ト為シ又ハ如キ場合ナリ
ハ右ニ掲ゲタル場合ト同一ノ決定ヲ為スハ
ラズ此ノ如キ場合ニ於テハ苗床ニ惟其位置ヲ
変スルキノ三致テ他ノ地處ニ遷移スルヲ以テ
其用方トスルニアラズ故ニ依然性質ニ因人不
動産ニシテ其地處ト為シテ賣買中ニ属スベシ
第四号ニ第九号第九号ニ相對スルモノナリ取
扱ツ方ニ違フシ又ハ產物收去スルガ賣渡シ
タル樹木ニ之ヲ取毀キ荒クハ收去スル以テ

於テハ其性質上似ホ不動產タリ然レトモ其氏所
有者ノ意思ニ因リ取テ動產ナリトス

第十三条

本条ハ法律ノ規定ニ依ル不動產ヲ認メ又人モノ
ニシテ此處ニ於テハ法律ノ規定ニ因人ノ不動產
ヲ認メ又人莫十条ト相異ス人モノナリ而シテ
本条ニ掲グル所ノモノハ其性質不動產タルモノ
ヲ以テ目的トス人權利ニシテ其目的物ニ因テ
動產ニ準セラレタルモノナリ

本条ノ各号ハ特ニ説明ヲ要ス人モノ甚ハ甚ナ

4
本条ノ各号ハ特ニ返明ヲ要スルモノ甚ハ甚ナ

三

并一号ニ掲ケル如キ一箇ノ動産物ノ所有權用
益權、使用權、債權、動産權ナルコト皆モ不動
産ノ所有權、用益權、使用權ガ不動産權ナルガ如
キニシテ、債權者ニ動産物ヲ及セシメントスル
債權ハ其目的物ト同性質ヲ有シ而シテ動産ナリ
法律ハ仍ホ將古ノ如キ不動産權ヲ以テ其權權
ト夫スルト是レ債權ハ均ニノ動産ナルコトヲ

得へり蓋し債権人性質の其主たる目的物ヲ以
 テ定まるモノニシテ致テ其後人目的物ニ基
 クモノニアラハレバナリ

并三号ノ場合ニ於テハ債権人直接ナル目的物

ハ動産物ニアラズ又不動産物ニアラズニテ債

権又ハ不作為ナリトス然レニ債権ハ有目的ナル

ト無目的ナルトナリトス之ヲ動産ト稱スルニト

能ハズ又不動産ト謂フコトヲ得ズ然レニ債権又

ハ類推ヲ以テスルモ亦然リトス然レニ債権者

其義秘ノ履行ヲ急リ又ルニトアルヲ縁

ガ荒ニ其義務ノ履行ヲ怠リ又ルコトアルヲ豫

想スルハ決シテ考シ難キナコトニテアラズ而シテ此場合ニ於テハ義務ニ該局損害ノ賠償ニ歸スルニ賠償ハ必不全額ヲ以テ其額ヲ定ムルニ此故ニ作為又ニ不作為ヲ目的トスル債権ハ其附随ノ目的ニ因テ之ヲ執卷ト看做スモノナリ
其四号ニ掲ケル会社ニ関シテハ其成立中ニ屬スルモノト解散後弔子清算中ニ係ルモノトトハ區別ハ既ニ之ヲ述ベタリ(第六条)示シテ成立中ノ会社ハ概シテ無形人即チ法人ヲ指稱スルコトモ亦既ニ之ヲ述べハリ此ノ如キ場合ニ於テ民

事及高事ノ会社ハ郵彥及不動彥ヲ有ス心キハ
 勿論ナリト云ヒ其所有権ハ会社ニ屬スルモノ
 ニシテ放テ社員各個人所有ニテラズ不故ニ一巴
 人ニ於ケルト同シク会社モ亦譲渡ノ郵彥及不
 動彥ヲ有スト謂フコトヲ得
 然レモ社員モ亦各一個ノ権利ヲ有スルハ勿論
 ナリ此權利又ルヤ各社員出資ノ割合ニ應ジテ
 会社ノ純益ノ一分ヲ得ルコトアリ然レモ純益已
 ニ生ズル中ハ先社員加五ニ因テ得ル所ノモノ
 カ重シクナリ故其權利ノ目的トスル所ニ依テ動

か、金銭、土地、其權利、目的、ト、工、ル、所、ニ、依、リ、動

産、又、リ、若、ク、之、ニ、及、シ、テ、公、社、カ、法、人、ト、シ、テ、ル、ル、代

ニ、公、社、成、立、ノ、間、ト、至、ル、迄、仍、ホ、公、社、ノ、資、産、ガ、動、産

又、ニ、不、動、産、ノ、之、ト、ル、ト、兩、者、ヲ、包、有、ス、ル、ト、シ、テ、

ニ、社、員、ノ、權、利、ハ、動、産、荒、ク、ニ、不、動、産、又、リ、或、ハ、同

時、ニ、動、産、及、不、動、産、又、ル、ハ、此、場、合、ニ、於、テ、ハ、他

ノ、財、産、共、通、ノ、場、合、ト、均、シ、ク、社、員、ハ、**股**分、共、有、者

ナ、リ

第、五、号、ニ、掲、ガ、ル、著、述、者、技、術、者、及、発、明、者、ノ、權、利

ハ、主、ト、シ、テ、金、銭、ヲ、得、ル、ニ、テ、リ、若、ク、或、ハ、作、為、又

ハ、不、作、為、ヲ、目、的、ト、ス、ル、コ、ト、ア、ル、又、不、優、行、ノ、場

会に於て義務の遂に金錢ヲ目的トスルニ
 毛ノナルが故に此權利ハ直接又ニ附隨ノ目的
 二由テ不動産ナリトス
 第十四條 法人タル会社が法律ニ於テ定メ又
 ル原因ノ一、依リ解散シタルキハ之ヲ組織シ
 タル各社員ハ法人ノ一部ノ相続人ナリ而シテ
 会社ノ權利ハ会社が人格ヲ有セザル
 身会社ノ回財產ハ~~部~~分共有者ナリ清算中ナ
 共通ノ場合に於テ共有者ノ各自が有スル權利
 毛亦之ト曰一ナリトス

毛五之ト曰一ナリトス

然レ氏賣買ト共有ニ共有者ノ方ニ甚カ不利ナ
 ル地位ニニテ且此状態又ル岸ニ一時ノ毛ノ
 止マリ早晚分割ニ因テ之ヲ棄ス心也所ノ毛ノ
 ナリ分割トハ協議ニ係ルト財產上ニ属スルト
 ヲ例ハ非凡テ共有者ノ各自ニ對テ不動產又ニ
 不動產ノ一部名ト特定セル分割部名ヲ得セニ
 又テ^不部分共有者ノ状態ヲ淡減セシムルモノナ
 リ

此場合ニ於テ新法カ特ニ決定スルニトテ要之
 ル事理及実用上有益ナル問題生ス不レテ本邦

古来ノ慣習中此事ニ冥ニ明確ニシテ身ツ處當
テハ決定ヲ看出スニト能ハサル也故ニ之ヲ
泰西ノ法律ニ採シリ

若シ此場合ニ於テ特ニ法律ヲ設ケル軍ニ一般
ノ勇則即チ自然法ノ規則ニ放任セシ乎其結果
尤ノ如ク十八心ニ即チ**部分共有者ノ各自ハ方**
割ノ中自己ノ分割部分ニ歸シ又人モノニ付テ
從來他ノ共有者ニ屬シ又人持令ヲ新又ニ兩得
ニ而已チ其同一物ニ付テ已シ有シ又人自己ノ
持分ニ合シ是ト同シト他ノ共有者ハ各々分割

持方：合は是ト同く他人共在るハ各々分割

由云得又人物之付テ前者天居ニ父ル持方ヲ取得ス

心ニ此ノ如クナルハ此命割ヲ允ケテ所有權

ノ發動的又ハ附屬的ナリト云フコトヲ得心

然リト云此ノ如クナルハ其弊動ニトモス

部分共有ニシテ仍ホ健談ニ未タ分割ニ至ラサ

ル間ハ共有者ハ如何ナルモノト云此由己ノ有

スル部分ノ持方ニ非サル事ハ之ヲ他人ニ譲渡ス

コトヲ得ズ此ニ於テ事此ノ如ク取得ヲ考ヘ

ト欲スルモノ然レド是レアラハル心ニ從テ財

産ノ共有ハ大ニ障得ヲ蒙ル心ニ如何トナレハ

0

部方ハ既ニ経本ノ考有者ハ
既テモ不便甚カ

ニキモノナルニ経本何葉ノ
実係ヲモ布セサル

人ニ在テハ更ニ一層ノ不便ヲ
莫クヤキ夫ノ十

レハナリ

若シ併三者此部方ノ持方ヲ
取得スルコトアリ

トスルモ仍他ノ弊ヲ受カシ
不~~必~~中三者ハ自

己ノ権利ヲ奪フスル方割ノ
委考ニ列スル

コトヲ必考トセシテ
当事者間ニ於テスラ

既ニ困遊ナル方割ノ委考ニ
他人ヲシテ加ハラ

シタル件ハ益々此困遊ヲ
増シ給儀ヲ生カシメ

二ノ三

且ツ共有者ノ一人ガ不純産ニ付テ有スル其部
 分ノ持分ヲ抵当ト為シ又ハ其弊ハ愈ヨ大
 ナルベシ此場合ニ於テ他人ノ共有者ハ他日遂ニ
 抵当権ヲ以テ擔保ト為シ又ハ債務ノ辯済ヲ為
 スルニ債権者ノ賙遣ノ効力ニ因リ追奪ヲ受ケ
 ラルベカラホルニ至ラン如何トナシハ抵当ハ
 不可分ニシテ抵当ト為シ又ハ不動産ノ全部ニ
 及ブモノト看做サレタルガ故ナリ(参考者第十九
 条)此場合ニ於テ共有者等ハ債務者ニ對シテ

本債權ヲ有シ得ル心キコト勿論ナリト馬氏債務
 者ニシテ資力ナキハ此未償ノ屬ニ墮ルテ於テ
 其効ナキニトアラズ

窮了法及之ヲ^受シタル泰西諸國ノ法律ニ於

テハ此諸種ノ弊害ヲ管理シタリト馬氏近世ニ

至リ諸國ノ法律ハ次ノ權利ヲ認メルモノ甚カ

ラズ即令割ニ至ルマデ各共有者ノ權利ハ目

的物ノ点ニ於テ確定セズ令割一文ニ行ハルハ

其ハ各自ハ其令割部有ニ屬スル物權ヲ一人ニ

テ所有シ而シテ他人ニ帰シタル物權ニ付テハ

何等ノ權利ヲ有セズトスルモノト云フコト

テ所有シ而シテ他人ニ帰シタル物權ニ付テハ

何等ノ權利ヲモ有セザリシモノト者做スコト

是ナリ

此理論ニ基クハ共有者ノ一人ガ第三者ニ得

セシメタル權利ノ成立スルト至トハ分割ノ統

采ニ因テ始メテ行ハルモトス荒シ他人ニ

讓渡シ又ハ抵当ト为シタル物權ガ分割ノ片此

要旨ヲ为シタル共有者ノ分割部名ニ帰セシ乎

亦三者ノ片タル權利ハ至ク有効ナルモノナリ

然レモ荒シ之ニ及シ他人ニ帰シタル片ハ此讓

渡及抵当ハ至ク無効ナリ故分割ガ亦三者ノ權

利ヲ害ニテ為サレ、ニトヲ防ガズト弗三者ハ
分割ニ立合フノ権利ナカレハカラス
之ヲ要スルニ右ノ理論ヲ依者レハ分割ハ所有
権移轉的ノモノニアラスニテ惟表示的ノモノ
ナリ分割ニ因テ取得スルニ此ハ又喪失スルニ
由テ取得ノ効力ハ部分ノ始マリタル當時ニ止
マテ効力ヲ生じ此部分ヲ生じタル人意思ヲ
以テ其原因トナス
此故ニ動産及不動産ノ區別ニ関シテハ包括財
産ノ部分共有者ノ権利ハ分割ニ因テ之ニ歸ス

債ノ部ニ其有者ノ權利ノ分割ニ因テ之ニ歸ス

ルモノ、性質ニ從ヒ或ハ動産タリ或ハ不動産
タル心シ

第二項ハ左ノ場合ト少シク異ナリ又ハ場合ニ
関シテ同一ノ論統ヲ為セリ

通常一個ノ義務ハ其履行ヲ他日ニ期スル中ト
至ル迄當初ヨリ確定セル目的物ヲ有スルモノト
リ或リト至ル迄或場合ニ於テハ双方ノ合意ヲ以

テ當事者ノ一方即チ債權者又ハ債務者ニ目的
物ノ撰擇權ヲ有セシムルコトアリ此種ノ義務
ヲ名ケテ撰擇一七義務ト謂フ(英、法、日、四、百、廿、八、条)

以下

若し其權擇権ヲ行フニトテ得ル物權加動産ト
 不動産トテ論セズ凡テ同物後ノ物ナレバ債
 権ニ其性質ヲ有スルガ故ニ此ニ定ムル財産
 ノ區別ハ債ニ別ニ異ナレバ所ナレトモ此ノ權
 一ヲ以テ負擔セル目的物ノ一個ハ動産ニシテ
 他ノ一個ハ不動産ナラシカ債権(第一号ノ場
 合)ニ於テ別ニ法律ヲ以テ規則ヲ定メザレバ
 存スルキカ如シ(同時ニ兩個ノ性質ヲ有スルコ
 ト能ハズ而シテ債権ニ異ナレバ動産又ハ不動

産ナルノ性質ヲ以テ心得ルモノハ唯動産也、
 債権又ハ不動

能ハス而シテ債権ニ對スルニ執事又ハ不執

彦タルノ性質ヲ以テシ得心モモノハ唯債權也
ル西物權中ノ一ノニ然レ也兩者中孰レカ能ク
權利ノ性質ヲ定ムルノ標準タル心キヤ是レ權
擇權ガ債權者ニ屬スル中ハ債權者ガ請求ニ因
リ此權擇ヲ行ヒ若シ之ニ及ヌ此場令ニ於テハ
債務者ノ辯済ニ因テ此權擇ヲ行フ中ニアラサ
レハ知人能ハサル所ナリ

若シ義務ガ任意ノモノナルキハ右ト同一ナラ
ズ本条ニ於テ權一ノ義務ト任意ノ義務トヲ同
一位ニ置カサルモノト爲テ不任意ニ爲スルニ

甲ラス蓋之任意義取ノ場合ニ就テ債取者カ莫
 正ニ員担スル所ノモハ惟一マルノ三伍取者
 他物ヲ辨證シテ義取ヲ受ナルノ能力アリ
 トスルモ債權ガ執產タルヤ將タ不執產タルヤ
 ヲ定ムルハ主ハ已テ員担ス人モノニ依ラサレ
 心カラズ任意義ニ員担スルモノニ因テ之ヲ定ム
 心キコマス此性質ノ為メニ實ニ基本ノ原則
 ヲ定メタル第四而三十六番ニ規定アル以上ハ
 裁判所ガ正當ニ與ヘ得ベキ論議ハ尤ノ一アル
 ノニ

物ヲ取リテ
 種彙物
 不種彙物
 上取ル
 蓋取ル

物ヲ分ツテ不動産物及不動産物トおス重要ナル
 区别ニ関スル事項ニ本案ヲ以テ終レリ
 法律ハ次条ヨリ他ノ諸種ノ区别ヲ規定セリ而
 之ヲ其区别ハ已ニ述ビタル如ク且之必不
 前ニ述ビタル所ト同一ノ物換テ包含スルモノニ
 之ヲ唯者案ノ五ニ異ニ之タルノミ
 第十五条

法律上一個人物ガ他人ノ主タル物ニ改属シテ其
 經文人物ト看做サレ、ヤ否ヤヲ知人ノ必要ナ
 ル場合勘ナラヌ此区别ハ添附ト名クハ所有

権取得ノ方法ニ実ニテ孰中文ナル利益アリ如
何トナレハ此場合ニ於テハ、經久人物ハ主父ハ
物ニ經フノ原則ニ因シバナリ
法律ハ今惟此口種ノ物ノ特性ヲ示ス且ツ一ニ
ノ例ヲ以テ之ヲ眺カニスルノミ

第一條及第三條ハ已ニ權利ヲ分ツテ主父人物
及經久人物ノ二種ト爲セリ此區別ヨリ生スル
主父ハ結果ハ主父ハ權利ノ無効ハ經久人物權利
ノ無効ヲ致スルアリ然リト爲ル經久人物權利ノ
無効ハ必ズ主父ハ權利ノ無効ヲ致スモノ

ニアラズ

ニアラズ

此結果ハ保彦ノ抵当ノ事ニ関シテ仍ホ之ヲ考

ル心ニ蓋シ保彦及抵当ハ原則上右部十ル一箇

ノ債権ニ附着スルニアラザレバ成ラズルコト

能ハカシヲ以テ主夫人債権ニシテ無効十ル片

ハ保彦荒クハ抵当ノ三惟リ有効十ルコト能ハ

カシモノナリ

又第四十一條ニ於テ主夫人モノ、讓渡ハ從女

ルモノ、讓渡ヲ包含スルヲ考ル心ニ

第十七條 本條ニ掲ケル如ク物ヲ權クニ区

別スルハ甚カ重要ニシテ且ツ権之ノ適用アリ
其最モ重要ナルハ所有權移轉ノ点ニアリトス
賣買交換又ハ其他ノ讓渡契約カ動産ト不動産
トヲ別ハス個々特定ノ物即チ特定物ヲ目的ト
スル中ハ所有權ハ当事者ノ合意ノ効力ハ三ニ
因リ直チ移轉スル之ニ及ビテ合意ノ目的
トスル所ノ物金錢米帛等ノ如キ種類ノ三ヲ定
メ又ハモノノ一定ノ重量員數又ハ尺量ニシテ
即チ定量ヲ目的トスル中ハ縱令其價格又ハ出
賣ヲ指示シタル中トモ其所有權ハ其物カ個々

特定シタル中即チ右當事者ノ監督ヲ以テ輕重

妻ヲ指事シタル中ト是氏所有權ハ其物カ個々

特定シタル中即チ右當事者ノ監督ヲ以テ輕重

員數又ハ長短ヲ量定シタル中ニ平之カレハ後

轉スルコトナシ唯物ノ引渡ヲ為シタルニトハ

所有權移轉ノ為ニ必要ナラズト是氏仍チ指定

サレタル處為リ一ニ因テ其物カ特定物トナリ

タルコトヲ必要ト為ス(參看第三百廿二條)

特定物ニ實シ其引渡ヲ要スルコトナク合意ノ

効力ノ三ヲ以テ所有權ヲ移轉セシタルコトハ

近世ノ新法ニシテ至當簡易且ツ有益ナリ所有

權ニ元來各人ト特定物トノ間ニ存スル純然又

凡無物ノ実係ノ実係ナルカ故ニ此実係ハ当事
 者ノ意思ノ効力ノ三ニ因テ他人ニ後轉シ得ル
 ニト真理ニ合セリトナス之ニ及ビテ定量物ノ
 所有權ハ其物ノ引渡アルカ又ハ少クモ個々特
 定セラルルハニテアラザレバ理ニ於テ他人ニ後轉
 スルニト能ハズ蓋シ物定マラスニテ未ダ所有
 權存スルニテアラザレバ心ナリトモ
 一般合意ノ効力ノ事ヲ規定スルニ至リ仍ホ此
 區別ヲ示ス心シ(参考ノ三三十一条及三三
 三十二条)

聚名物ハ其実他物ト混同スルコトナキニ足ル

聚合物ハ其実他物ト混同スルコトナキニ足ル
 多少定メラシメ又ハ人数ニ於テ集合セハ人数多ク
 特定物ナリ法律ニ堪ハズハ例ハ集合物ハ何物
 及ハズ知ラシムルニ足ルハ心ニ得ルコトトモ
 此区別ハ利益ハ畜群人用益権或ハ書庫ハ書籍
 及畜群人墳墓即チ用益権ニ属シテ仍チ之ヲ看
 ル心ニ得ルコトトモ
 今ハ惟遺贈ノ場合ニ於ケル右ノ區別ハ主クハ
 利益ヲ示スヲ以テ是レハ何カ考メ令一人ガ其書
 庫ヲ死後ニ向テ遺贈シテ之ヲ書庫中ノ右書籍

ヲ指示セザリシト假定セシ此遺贈ヲ存シタル
後遺贈者ハ仍出新書藉ヲ取得シテ書庫中ニ加
スルコトアルベク又或ハ書庫中ニ書藉ヲ他人
ニ與ヘ或ハ譲渡スコトヲ以テ受遺者ハ遺贈
者ノ死亡後現狀ノ存シテ書庫ヲ取得スルコト
若シ遺贈ニシテ一個又ハ數個ノ定額ナル書
藉(特定物)定マリタル冊數(定量物)ヲ目的トセン
半受遺者ハ猶遺贈者ノ存シタル譲渡人爲ニ已
レノ得人所ヲ減少セラルルコトアルヤキハ勿
論ナリトスル一方ハ死テ遺贈者ガ新々ニ書藉
ヲ取得シタルニトアリトスルモ之ヲ得ルコト

海ナリト云氏一方に於て遺棄者か新々ニ書籍

ヲ取得シタルニトアリトスルモ之ヲ得ルコト
能ハス畜群又ハ高業資產ヲ組成スル高屋ノ遺
贈ニ笑シテモ至ク是ト曰一ナリ
又包括財産ヲ組成スルニハ前者ノ如キ集合ノ
性質ヲ要セズト云氏其集合ノ變前者ニ比スレ
ハ更ニ優シリ何トナレハ包括財産ハ遺棄ノ在
部又ハ一合ヲ組成スルモノナレハナリ(参考六
条及四十六条)此ノ如クナルヲ以テ包括財産ハ
常に且ツ死シド日々ニ増減シ得ベキモノナリ
特ニ包括財産ヲ指スルコトヲ要スル所以ノモ

ノ「差」は包括財産ニ人ガ利益(御方)ヲ涵シベキ
及担即千債務(受方)而徑スルハナリ

第十七条

本条ニ掲ケタル區別ハ法律上屢其適用ヲ受ク
ルモノニ非ズ然リトモ用益權及消費貸借ノ時
効ニ關シテ仍ホ其適用ヲ表ルベシ本条ノ區別
ハ次条ニ掲ゲタル區別ト混同スルニトナキヲ
要ス一見スルトキハ兩者甚ダ相似タルガ如シ
トモ其實至ク相異ナルモノナリ

第十八条

凡ソ一國ノ物本來同種類ノ物權存シテ互ニ相